

基準緩和型サービス従事者研修の指定研修実施者に係る指定について（Q & A）

質 問	回 答
<p>指定研修実施者が研修を実施することにより、市から委託料や補助金は出るのか。</p>	<p>市から指定研修実施者の研修実施に関して、金員の支出はありません。</p> <p>指定研修実施者に係る指定は、指定研修実施者が実施する研修を基準緩和型サービス従事者研修とすることができる効力を有するものであって、市と指定研修実施者との間に委託契約等が生じるものではありません。</p> <p>ただし、研修の実施1か月前までに、実施日時、場所、募集人数等を記載した開催計画書（様式任意）を提出して頂ければ、広報伊丹で参加者の募集記事を掲載します。</p>
<p>指定研修実施者が研修を実施する際、受講者から受講料を徴収することができるか。</p>	<p>指定研修実施者の判断によりますが、仮に受講料を徴収する場合には受講者に対して十分な説明を行ってください。</p> <p>なお、市が実施する基準緩和型サービス従事者研修では、受講料を徴収していません。また、営利目的で開催する場合には、広報伊丹への記事掲載はできませんので、ご了承ください。</p>
<p>研修の科目や時間を変更することは可能か。</p>	<p>原則、できません。ただし、研修における履修科目の時間配分及び順番を変える等、研修スケジュールの変更については可能です。また、市が定める履修科目の時間数等を満たしたうえで、科目や時間数等を追加して実施することも可能です。</p>
<p>市が実施する研修のテキストに沿えば、キャラバン・メイトを講師とせずともよいか。</p>	<p>あくまで認知症サポーター養成講座の位置づけですから、認められません。キャラバン・メイトを講師として、受講後にオレンジリングを配布してください。</p>
<p>市等が別に実施する認知症サポーター養成講座を受講していれば、基準緩和型サービス従事者研修において、当該科目を実施せずともよいか。</p>	<p>認知症サポーター養成講座を受講したことにより、基準緩和型サービス従事者研修としての本科目を受講したものとみなしませんので、必ず実施してください。</p>

<p>指定研修実施者が実施する研修を受講した者は、市外の事業所でもサービス提供が可能か。</p>	<p>各市町村によって対応が異なるため、事前に確認して頂く必要があります。なお、市外で研修を受講した場合でも、伊丹市内でサービス提供することは可能です。</p>
<p>研修修了者の名簿を市に提出するに当たって、本人の同意が必要となるのか。</p>	<p>必要です。研修の申込時や修了証の交付時に、市に名簿を提出することについて、事前に同意を得てください。なお、同意書の様式は問いませんので、申込書等に「〇〇について同意します」等の一文を加える形でも構いません。</p>
<p>修了者が修了証を紛失した場合は、再発行が可能か。</p>	<p>可能です。修了者名簿をもとに、指定研修実施者が再発行してください。</p>